

請願第 85号

平成26年 6月 4日

川崎市議会議長 浅野文直様

宮前区

神奈川県理容生活衛生同業組合

高津・宮前支部

ほか 13団体

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正に関する請願

請願の要旨

理容所及び美容所における衛生上必要な措置として、洗髪専用の設備を設けることを追加するため、理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正を要望します。

請願の理由

本市では、理容所及び美容所における衛生上必要な措置は、平成25年4月施行の理容師法施行条例及び美容師法施行条例で定められています。

一方、県は平成25年3月に、洗髪専用の設備を設置することを新たに盛り込んだ条例改正を行い、平成25年10月から施行し、また、横浜市は平成26年3月に同様の条例改正を行い、平成26年10月から施行されます。

県内で違う基準が存在することは、県内の理美容営業者に混乱を生じさせています。

全国的には、47都道府県中29道県が条例で洗髪専用の設備設置を定めており、更に29道県内の48保健所設置市のうち44市が条例で洗髪専用の設備設置を定めており、未制定は神奈川県のみで、神奈川が唯一、基準が統一されていない県となっています。

理容所及び美容所において、洗髪設備を設置することは、利用者の選択の幅を広げるだけでなく、営業者の衛生管理意識の向上につながり、衛生水準のより一層の向上が図れます。

県内の基準の統一及び衛生水準のより一層の向上の観点から、洗髪設備は必要であります。したがって、洗髪専用の設備を設けることを追加するため、理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正をお願いいたします。

請 願 事 項

- 1 理容所の衛生水準向上のため、理容師法施行条例で定める「衛生上必要な措置」に、「洗髪専用の洗い場を有すること」を追加すること。
- 2 美容所の衛生水準向上のため、美容師法施行条例で定める「衛生上必要な措置」に、「洗髪専用の洗い場を有すること」を追加すること。

紹介議員

石	田	康	博
後	藤	晶	一
山	田	益	男
宮	原	春	夫
小	川	顕	正
粕	谷	葉	子
猪	股	美	恵
竹	田	宣	廣
為	谷	義	隆
月	本	琢	也
三	宅	隆	介